

砂利採取計画 認可申請の手引き

令和5年4月

札幌市都市局市街地整備部開発指導課

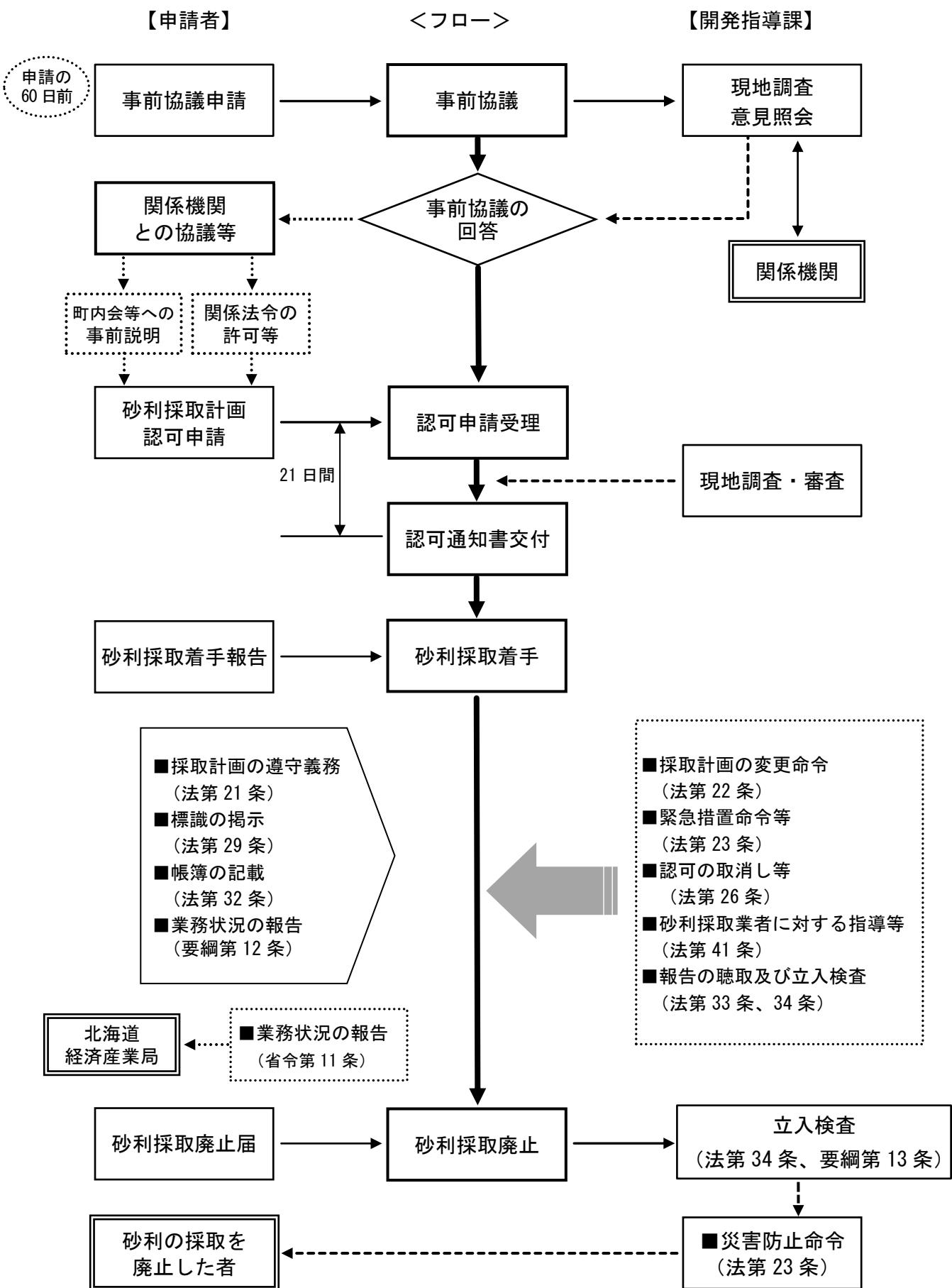
《目 次》

砂利の採取に係る手続等の流れ	1
第1 砂利採取計画の認可申請	2
第2 認可申請に必要な図書	4
第3 採取計画認可後の手続き等	11
第4 採取計画に係る届出	12

凡 例

- 法 : 砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
政令 : 砂利採取法施行令（昭和43年7月15日政令第241号）
省令 : 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年8月2日通
商産業省・建設省令第3号）
要綱 : 札幌市砂利採取計画認可要綱（平成27年制定）

砂利の採取に係る手続等の流れ



第1 砂利採取計画の認可申請

1 事前協議（要綱第3条）

砂利採取計画の認可を受けようとするときは、認可申請の60日前までに、本市と事前協議を行うこと。事前協議にあたっては、次の書類及び図面を提出すること。

- (1) 砂利採取計画事前協議書（様式1、P12）
- (2) 位置図
- (3) 付近見取図
- (4) 地番図

2 事前説明（要綱第4条）

砂利採取計画の認可を受けようとするときは、事前に採取計画の概要を次に掲げる住民等に対して説明すること。また、認可申請書には、説明日時、相手方、内容等を記載した事前説明に関する報告書を添付すること。

- (1) 砂利採取場近隣の町内会又は自治会
- (2) 砂利採取場に隣接する土地の所有者及び住居者
- (3) 砂利採取業者に対して採取計画の概要の説明を申し出たもの

3 認可の申請（法第18条、省令第3条、要綱第5条）

砂利採取計画の認可を受けようとするときは、砂利採取計画認可申請書（様式2、P13）に必要な書類と図面を添付し、市長に提出すること。提出部数は、正本1通、副本1通とする。

申請を受け付けてから、認可等の処分を行うまでに要する期間は21日間を標準とする。ただし、追加資料等の提出に要する期間や資料等の修正に要する期間は含まない。

4 跡地整備の履行の保証（要綱第8条）

砂利採取計画の認可を受けようとするときは、採取跡地整備の履行を保証する書類を市長に提出すること。

- (1) 北海道砂利工業組合に加盟する者は、当組合の保証書
- (2) 上記（1）以外の者は、建設業者（建設業法に基づく建設業（土木工事業に限る。）の許可を受けている法人）が保証する保証書。ただし、保証人と被保証人の間に人的又は資本的な関係があつてはならない。

5 変更認可の申請（法第20条、省令第4条、要綱第10条）

認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、変更の21日前までに、採取計画の変更認可申請書（様式6、P22）を市長に提出すること。

変更認可申請書には、認可申請書に添付した書類のうち、採取計画の変更により記載内容に変更が生じるもの添付すること。

提出部数は、正本1通、副本1通とする。

6 軽微な変更（法第20条第2項、要綱第11条）

次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、採取計画の軽微変更届出書（様式7、P24）を市長に提出すること。

- (1) 砂利採取場を管理する事務所の名称・所在地の変更
- (2) 砂利採取場を管理する砂利採取業務主任者の変更
- (3) その他変更によって新たに災害（振動・騒音・粉じん等の増加も含む）が発生するおそれがないもの

7 申請手数料（札幌市証明等手数料条例）

砂利採取計画の認可及び変更認可申請を行う際には、下表の手数料を納付書により納付すること。

なお、手数料については、改定が行われる場合があるので、認可申請時に確認すること。

申請内容	手数料の額
岩石採取計画認可申請	40,400 円
採取計画の変更認可申請	17,900 円

第2 認可申請に必要な図書

■申請書及び添付書類等一覧

	砂利採取計画認可申請書（様式2）（様式3）	
採取 計 画 の 補 足 資 料	1	① 場内見取図 ② 洗浄施設・設備図面 ③ 排水施設及び沈殿池の平面図、構造図、水理計算書
		④ たい積場の平面図、たい積断面図、安定計算書
	3	⑤ 土留施設の平面図、構造図、安定計算書
省令第3条第2項に規定する添付書類	第1号	① 位置図
	第2号	② 付近見取図
	第3号	③ 実測平面図
	第4号	④ 実測縦断面図及び実測横断面図
	第5号	⑤ 砂利採取業者登録通知書の写し
		⑥ 申請者の法人登記簿謄本
	第6号	⑦ 砂利採取場の管理・監督計画書（様式4）
		⑧ 砂利採取業務主任者試験合格証の写し
		⑨ 災害発生時の連絡体制図
	第7号	⑩ 地番図
		⑪ 砂利採取場の土地の登記事項証明書
		⑫ 砂利採取に関する契約（同意）書の写し
	第8号	⑬ 他法令等の認可書等の写し
		⑭ 他法令等の協議経過書
	第9号	⑮ 砂利採取跡地の埋戻し計画（様式3）
	第10号	⑯ 砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等（様式5）
要綱に規定する添付書類	第4条	① 事前説明に関する報告書
	第5条	② 求積図
		③ 砂利採取跡地整備計画書
	第8条	④ 跡地整備の履行の保証書

■採取計画の記載内容と補足資料

項目	/	記載内容	/	補足資料
1 砂利採取場の区域				
(1) 砂利採取場の所在地等		<ul style="list-style-type: none">「砂利採取場の区域」とは、砂利を採取する区域のほか、砂利の破碎選別及び洗浄を行う区域、搬入・搬出に伴うたい積場、沈殿池等排水施設、保全区域（残置森林を含む。）等、砂利の採取を行う上で使用するすべての区域をいう。すべての地番ごとに土地登記簿の記載内容を記載すること。		
※補足資料				
① 求積図		<ul style="list-style-type: none">求積方法は、三斜法、座標法、CAD 又はプラニメーターによること。三斜法を用いる場合は、図面に求積補助線（数値）を記載し、その計算式及び面積を記載すること。座標法を用いる場合は、各測点の座標位置及び計算結果を記載すること。CAD を用いる場合はその旨記載すること。プラニメーターを用いる場合は、同一測定個所について 3 回以上測定し、測定結果及び平均値を記載すること。		
2 採取をする砂利の種類及び数量				
		<ul style="list-style-type: none">「採取する砂利」は、種類ごとにその数量を記載すること。「洗浄」は、洗浄する前の数量を記載すること。「合計」は、「小計」と「表土その他」の合計した数量を記載すること、したがって採取場で掘削するすべての土砂量を記載することになる。		
※補足資料				
② 砂利採取量計算書、表土・廃土量計算書				
3 採取の期間				
		<ul style="list-style-type: none">認可を受けられるまでの期間を考慮して設定すること。		
※補足資料				
③ 砂利採取工程表				
4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他施設に関する事項				
(2) 洗浄の方法		<ul style="list-style-type: none">「取水」は、河川等から取水する場合は、その管理者の許可書等の写しを添付すること、地下水を取水する場合は、近隣の地下水利用状況を記載した図面を添付すること。「排水」は、排水先管理者の許可書等の写しを添付すること、また、排水施設及び沈殿池等の図面並びに水理計算書を添付すること。		
※補足資料				
④ 河川管理者等の取水及び排水の許可等				
⑤ 近隣の地下水利用状況図				
⑥ 排水施設等の図面及び水理計算書				

5 砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 掘削工程における災害防止方法

- ・「安定勾配」は、土質に応じた安定勾配を記載すること、安定勾配は次の基準を参考にしてください。

(砂利)

区分	垂直1mに対する水平距離
砂	1.5m
堅くしまった砂利	1.0m
硬くしまっていない砂利	1.2m

(土)

区分	垂直1mに対する水平距離	
	高さ5mまで	高さ5m以上
堅くしまった土	0.8m～1.0m	1.0m～1.5m
堅くしまっていない土	1.0m～1.5m	1.5m～2.0m

- ・「その他の方法」は、土留め等具体的な土砂崩れ防止対策を記載すること。

※補足資料

⑦ 土留めを行う場合、構造、安定計算書

(2) 洗浄又は場外排水を行う場合における災害防止方法及び施設

- ・「沈殿池・貯水池等」は、その他沈砂池、調整池、浸透池等を含む。
- ・「沈殿池等の立入防止措置」は、種類、構造、規模を記載し、図面を添付すること。
- ・「ヘドロの乾燥の方法」は、たい積場所、たい積時間等も記載すること。また場内見取図にたい積場所を図示すること。

※補足資料

⑧ 沈殿池等の図面
⑨ ヘドロ堆積場の図示

(3) 災害防止措置

- ・「人家・教育施設・社会福祉施設・医療施設等」は、砂利採取場近隣に人家等がある場合にその名称を記載すること。
- ・「井戸等水利施設」は、近隣に井戸等水利施設がある場合に記載すること。また井戸等水利施設状況図を添付すること

※補足資料

⑩ 井戸等水利施設状況図

(4) 採取跡地の埋戻し計画

- ・「②跡地整備に係る保証措置」は、北海道砂利工業組合又は建設業法に基づく建設業者(土木工事業)の保証を得ること。

※補足資料

⑪ 北海道砂利工業組合又は建設業法に基づく建設業者(土木工事業)が保証する保証書

6 水切りの方法及び設備その他の施設

- ・「採取砂利の水切りの方法」は、具体的な方法及び水切りにかかる時間を記載すること。
- ・「水切りにかかる施設」は、水切りによって出た水の処理施設について記載すると。

※補足資料

- ⑫ 水切り場を示す図面

■省令第3条2項に規定する添付書類と記載内容

根拠規定	添付書類 / 記載内容
第1号	<p>① 位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場の位置を示す縮尺1/25,000程度の地図で、砂利採取場の位置を朱書きで表示すること。 ・採取した砂利の搬出路及び搬出先を表示すること・ ・埋戻し土砂の採取地及び搬入路を表記すること。
第2号	<p>② 付近見取図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場及びその周辺の状況を示す縮尺1/2,500～1/5,000の図面で、砂利採取場の位置を朱書きで表示すること。 ・砂利採取場の区域及びその周辺（周囲約300m）に人家及び地下水利用がある場合は、それらまでの直線距離を記入すること。 ・記入する事項は次のとおりとする・ <ul style="list-style-type: none"> (1) 砂利採取場の区域 (2) 削掘する土地の区域 (3) 採取場を表示するポール、囲い柵等 (4) その他危険箇所における危険防止柵、危険標識等 (5) 土地の利用状況（現況） (6) 地番及び地番界 (7) 法第29条の標識の設置場所 (8) 基準点（ベンチマーク） (9) 砂利を堆積、水切りする区域 (10) 表土を堆積する区域 (11) 他法令による指定区域 (12) 河川、かんがい溝、排水溝等の内訳（名称、管理者、流水の方向等） (13) 隣接物件に対する採取場からの直線距離 (14) 人家等建造物 (15) 搬出、搬入路 (16) 方位、縮尺
第3号	<p>③ 実測平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場周辺の現況を示す縮尺1/1,000程度の図面で、砂利採取場の位置を朱書きで表示すること。 ・記入する事項は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 方位、縮尺 (2) 砂利採取場の区域 (3) 削掘区域 (4) (2)及び(3)の各辺の距離 (5) 保安距離 (6) 縦横断線の測点 (7) 求積

第4号	<p>④ 実測縦断面図及び実測横断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦断図に記入する事項は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安距離 (2) 採取場区域境界 (3) 地盤線（地盤高） (4) 堀削計画線（堀削高） (5) 埋戻し計画線（埋戻し高） (6) 表土線 (7) 地下水位 (8) 堀削勾配 (9) 測点 (10) 遷加距離 ・横断図に記入する事項は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 測点番号 (2) 保安距離 (3) 採取場区域境界 (4) 地盤線（地盤高） (5) 堀削計画線（堀削高） (6) 埋戻し計画線（埋戻し高） (7) 堀削勾配 (8) 堀削断面積 (9) 平均堀削断面積 			
第5号	<p>(法第3条の登録を受けていることを示す書面)</p> <table border="1" data-bbox="319 1282 1399 1477"> <tr> <td data-bbox="319 1282 1399 1349">⑤ 砂利採取業者登録通知+書の写し</td></tr> <tr> <td data-bbox="319 1349 1399 1477"> ⑥ 法人登記簿謄本 <ul style="list-style-type: none"> ・発行後3ヶ月以内のもの </td></tr> </table>	⑤ 砂利採取業者登録通知+書の写し	⑥ 法人登記簿謄本 <ul style="list-style-type: none"> ・発行後3ヶ月以内のもの 	
⑤ 砂利採取業者登録通知+書の写し				
⑥ 法人登記簿謄本 <ul style="list-style-type: none"> ・発行後3ヶ月以内のもの 				
第6号	<p>(事務所の名称、所在地、業務主任者氏名、及び監督計画を記載した書面)</p> <table border="1" data-bbox="319 1567 1399 1821"> <tr> <td data-bbox="319 1567 1399 1635">⑦ 砂利採取場の管理・監督計画書（様式4）</td></tr> <tr> <td data-bbox="319 1635 1399 1724">⑧ 砂利採取業務主任者試験合格証の写し</td></tr> <tr> <td data-bbox="319 1724 1399 1821">⑨ 災害発生時の連絡体制図</td></tr> </table>	⑦ 砂利採取場の管理・監督計画書（様式4）	⑧ 砂利採取業務主任者試験合格証の写し	⑨ 災害発生時の連絡体制図
⑦ 砂利採取場の管理・監督計画書（様式4）				
⑧ 砂利採取業務主任者試験合格証の写し				
⑨ 災害発生時の連絡体制図				
第7号	<p>(権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面)</p> <table border="1" data-bbox="319 1911 1399 2102"> <tr> <td data-bbox="319 1911 1399 1978">⑩ 地番図</td></tr> <tr> <td data-bbox="319 1978 1399 2102"> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場の区域及び隣接する土地の地番を示す縮尺1/1,000～1/5,000の図面で、砂利採取場の区域を朱書きで表示すること。 ・土地の所有者を記載すること。 </td></tr> </table>	⑩ 地番図	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場の区域及び隣接する土地の地番を示す縮尺1/1,000～1/5,000の図面で、砂利採取場の区域を朱書きで表示すること。 ・土地の所有者を記載すること。 	
⑩ 地番図				
<ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取場の区域及び隣接する土地の地番を示す縮尺1/1,000～1/5,000の図面で、砂利採取場の区域を朱書きで表示すること。 ・土地の所有者を記載すること。 				

	<p>⑪ 土地の登記事項証明書 ・発行後3ヶ月以内のもの</p> <p>⑫ 砂利採取に関する契約（同意）書の写し ・自己所有地でない場合に添付すること。</p>
第8号	<p>(他の行政庁の許可等を受けていることを示す書面又は見込みに関する書面)</p> <p>⑬ 許可書等の写し</p> <p>⑭ 協議経過書 ・協議内容、指示事項等について記載すること。</p>
第9号 第10号	<p>(埋戻しにかかる土砂の確保の書面及び埋戻し土の運搬経路書面) (砂利の搬出方法及び国道又は道道までの搬出経路の書面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋戻し土砂の確保は、採取計画の「5 (4) 採取跡地の埋戻し計画」に記載すること。 ・埋戻し土の運搬経路は、「位置図」に記載すること。 ・砂利の搬出方法は、「砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等（様式5）」に記載すること。 ・国道又は道道までの搬出経路は、「位置図」に記載すること。 <p>⑮ 砂利採取跡地の埋戻し計画（様式3）</p> <p>⑯ 砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等（様式5）</p>

■要綱に規定する添付書類

根拠規定	添付書類／説明
第4条	<p>① 事前説明に関する報告書 ・説明日時、相手方、内容等を記載すること。</p>
第5条	<p>② 求積図 ・砂利採取場の区域の求積をしたもの。</p> <p>③ 砂利採取跡地整備計画書 ・採取計画の「5 (4) 採取跡地の埋戻し計画」に記載すること。</p>
第8条	<p>④ 跡地整備の履行の保証書 ・北海道砂利工業組合又は建設業法に基づく建設業者（土木工事業）が保証する保証書</p>

第3 採取計画認可後の手続き等

1 標識の掲示（法第29条、省令第7条）

認可を受けた砂利採取業者は、砂利採取場の見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲げること。標識は、省令第7条様式第5によるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
- (3) 登録年月日及び登録番号
- (4) 当該砂利採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
- (5) 採取をする砂利の種類、数量及びその採取の期間
- (6) 採掘又は切土をする土地の面積及び深さ
- (7) 砂利の採取のための機械の種類及び数
- (8) 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- (9) 業務主任者の氏名

2 砂利採取に係る報告（法第33条、要綱第12条）

認可を受けた砂利採取業者は、次に掲げる業務の状況について、市長に報告すること。

(1) 砂利の採取の着手に関する報告

名 称	報告期限	様 式
砂利採取着手報告書	着手した日から1週間以内	様式8 (P25)

※ 砂利採取場の全景写真を添付すること。

(2) 砂利採取場における災害（事故）報告

名 称	報告期限	様 式
砂利採取場における災害（事故）報告書	災害発生後直ちに	様式9 (P26)

※1 現場の写真を添付すること。

※2 人的被害が発生した場合には、被害の状況欄に、死者、重軽傷者別の住所、氏名、年齢及び被害を受けた部位について記載すること。

(3) その他市長が必要と認める事項に関する報告

名 称	報告期限	様 式
業務状況に関する報告書	市長から報告を求められた場合直ちに	様式10 (P27)

第4 採取計画に係る届出

1 氏名等の変更の届出（法第20条第3項）

採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、次の事項に変更があったときは、遅滞なく、氏名等変更届書（様式11、P28）を市長に提出すること。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録の年月日及び登録番号

登録の変更の場合は、登録通知書の写しを添付すること。

2 休止及び廃止の届出（法第24条）

認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、砂利採取廃止届書（様式12、P29）を市長に提出すること。

砂利採取計画事前協議書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

協議者 住 所
氏 名
電 話

札幌市砂利採取計画認可要綱第3条の規定に基づき、次のとおり協議します。

1 砂利採取計画の概要

砂利採取予定地	
砂利採取場の面積	
砂利の種類	
採取予定期間	
採取方法	
跡地整備の方法	
跡地整備の履行の保証	〈組合保証〉
その他の	〈他法令等〉

2 添付書類

位置図
付近見取図
地番図

※ 手数料欄

¥

砂利採取計画認可申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法第 16 条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

- 1 砂利採取場の区域
- 2 採取をする砂利の種類及び数量
- 3 採取の期間
- 4 砂利の採取の方法及び砂利採取のための設備その他の施設に関する事項
- 5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

砂利採取計画協議申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法第43条の規定に基づき、次のとおり採取計画の協議を申請します。

- 1 砂利採取場の区域
- 2 採取をする砂利の種類及び数量
- 3 採取の期間
- 4 砂利の採取の方法及び砂利採取のための設備その他の施設に関する事項
- 5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

採 取 計 画

様式 3

1 砂利採取場の区域

所在地（地番まで）	面積 (m ²)	地 目	所 有 者	採取の権原
				有・無
計				

2 採取する砂利の種類及び数量

(単位 : m³)

	砂	玉石	切込碎石	小計	表土その他	合計
採 取						
洗 净						
計						

3 採取の期間

年 月 日 から	年 月 日 まで
-------------------------	-------------------------

4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他施設に関する事項

(1) 採取の方法

ア 手掘採取	イ 機械採取
--------	--------

(2) 洗浄の方法

ア 還流式		イ 非還流式	
採 取	取水先	ア 地下水	イ 水道
有・無	取水量	ウ 河川	エ その他 ()
排 水	取水先	ア 河川	イその他 ()
有・無	取水量	最大	m ³ /日

(3) 採取のための設備等

工程	機械・設備等の名称	能 力	台数	機械・設備等の名称	能 力	台数
表土はぎ						
掘さく・積込等						
埋戻し						
洗浄・選別等						

(4) 堀削又は切土の面積及び深さ

堀削(切土)面積	m ²	最大堀削深	m
----------	----------------	-------	---

5 砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 堀削工程における災害防止方法

除去した表土及び 廃土石の処理方法			
砂利のたい積に係る 崩落・流出防止方法			
	安定勾配	1:	ステップ m
	隣接地との保安距離 m		
堀削時の土砂崩れ防止方法	特に保安距離を要する場合		保安物件
			保安距離 m
その他の方法			

(2) 洗浄又は場外排水を行う場合における災害防止方法及び施設

汚濁水の処理施設	ア 沈殿池（貯水池） イ 汚濁水処理装置 ウ 併設					
沈降剤等の使用	ア 使用しない イ 使用する（名称） 投入量 kg/日					
掘削に伴う ゆう水の処理方法						
沈殿池・貯水池等	番号	縦 (m)	横 (m)	深さ (m)	容量 (m) 掘込・築堤 の別	築堤の場合は、法面崩壊の 防止策を具体的に記載のこと
汚濁水処理装置	沈殿池等の立入防止措置					
	名称・形式		処理能力 (m ³ /時)		台数	備考
ヘドロ処理	ヘドロの乾燥の方法			たい積ヘドロの 流出防止対策等		乾燥後の処理方法

(3) 災害防止措置

人家・教育施設・社会 福祉施設・医療施設等	ア 有 (名称) イ 無	
災 害 防 止 措 置	採取場内への 関係者以外の 立入防止措置	種 別 構 造 等 危険表示札設置
	騒音防止措置	高さ (m) 材質 ()
		有 (設置場所 :) • 無
	粉じん、飛砂 の 防 止 措 置	騒音発生施設の使用時間
		その他の騒音防止措置
	運搬車両の通 行による騒音 振動及び粉じ ん防 止 措 置	採取場内の散水
		飛散防止措置
井戸等水利施設	採取場から国道及び道道に至る私人が管理する道路 運搬車両に対する 防 止 措 置	有・無
災 害 防 止 措 置		
その他の災害防止措置		

(4) 採取跡地の埋戻し計画

① 埋戻しの方法

埋戻しを行う場所	ア 挖削跡地 イ 沈殿池及び貯水池の跡地		
埋 戻 し 面 積	m ²	埋 戻 し 高	m
埋戻しに使用する 土 砂 の 種 類			
埋 戻 し の 方 法			
埋 戻 し に 必 要 な 土 砂 量	搬入する土砂量① m ³	流用する表土量② m ³	合 計 (① + ②) m ³

② 跡地整備に係る保証措置

跡地整備の履行に係 る保証措置の方法	北海道砂利工業組合又は建設業法に基づく建設業者の保証 (有 ・ 無)
-----------------------	---

6 水切りの方法及び設備その他の施設

水 切 り 方 法 等	採取砂利の水切りの方法	水切りに係る設備	その他の施設

砂利採取場の管理・監督計画書

1 砂利採取場を管理する事務所

事務所の名称	
事務所の所在地	

2 業務管理者

業務管理者の氏名		合格証番号 認定番号	
業務管理者の住所			
業務管理者の氏名		合格証番号 認定番号	
業務管理者の住所			

3 現場監督計画

採取作業時間	午前 時 分 から 午後 時 分 まで
業務管理者の現場監督日数及び時間	1週間につき平均 日
	1週間につき平均 時間

4 監督上特に留意する事項等

項目	具体的な実施事項
災害防止のための施設設備の設置状況（危険防止柵及び危険標識等）	
採取現場の点検、管理方法	
災害防止のための作業従事者に対する教育方法	
帳簿の記載及び保管方法	○備え付け場所 : ○保管方法 : ○記帳者氏名 :
災害発生地における設置、連絡・処理の体制	
その他	

(備考)

- 1 砂利採取業務主任者試験合格証の写しを添付すること。
- 2 災害発生時の連絡体制図を添付すること。
- 3 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等

砂利の搬出の方法	砂利の搬出者	ア 申請者 イ 請負又は委託(名称) ウ 現場渡し(現地販売)								
	搬出車両の種類	ア ダンプトラック イ その他()								
	砂利の搬出車両	1台の積載能力	使 用 台 数	1台1日当たりの搬出回数		1台1日当たりの搬出量		1日当たりの砂利の搬出総量		
				平均	最大	平均	最大	平均	最大	
		m ³	台	回	回	m ³	m ³	m ³	m ³	
		m ³	台	回	回	m ³	m ³	m ³	m ³	
		合計	台	回	回	m ³	m ³	m ³	m ³	
	埋戻しに使用する機械設備等	埋戻し期間	年 月 日～ 年 月 日(実稼働日数)							
		埋戻し土砂の搬入量及び距離	搬入土砂量		m ³		砂利採取場までの運搬距離		約 km	
埋戻しに使用する機械設備等		機械等の名称	能力(m ³ /時)	台数	機械等の名称	能力(m ³ /時)	台数			
				台			台			
				台			台			
埋戻し土砂の購入方法		ア 申請者が行う イ 請負又は委託する(名称)								
運搬車両の種類		ア ダンプトラック イ その他()								
埋戻し土砂の運搬車両		1台の積載能力	台 数	1台1日当たりの搬入回数		1台1日当たりの搬入量		期間中に搬入する埋戻し土砂総量		
				平 均	最 大	平 均	最 大			
	m ³	台	回	回	m ³	m ³	m ³			
	m ³	台	回	回	m ³	m ³	m ³			
	合計	台	回	回	m ³	m ³	m ³			

(備考)

- 1 砂利の搬出場所及び埋戻し用土砂の採取場所を示す位置図を添付すること。
なお、位置図又は見取図に記載の場合は不要。
- 2 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※ 手数料欄

¥

砂利採取計画の変更認可申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請しま
す。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

2 変更の理由

砂利採取計画の変更協議申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法 43 条の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の協議を申請します。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

2 変更の理由

採取計画の軽微変更届出書

年　月　日

(あて先) 札幌市長

住　所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

札幌市砂利採取計画認可要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更に
ついて届け出ます。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

2 変更の理由

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

砂利採取着手報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

次のとおり砂利の採取に着手しましたので報告します。

認可年月日及び番号	
砂利採取場の所在地	
着手 年 月 日	

(備考)

- 1 採取場の全景写真を添付すること。
- 2 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

砂利採取場における災害（事故）報告書

年　月　日

(あて先) 札幌市長

住　所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

この度、砂利採取場において災害が発生しましたので、次のとおり報告します。

認可年月日 及び番号	
砂利採取場 の所在地	
発生日時	
発生場所	
被害の状況	
原因	
措置	
今後の対策	

(備考)

- 1 現場の写真を添付すること。
- 2 人的被害が発生した場合には、被害の状況欄に、死者、重軽傷者別の住所、氏名、年齢及び被害を受けた部位について記載すること。
- 3 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業務状況に関する報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

次のとおり砂利採取場の業務状況について報告します。

1 認可年月日及び番号

2 砂利採取場の所在地

3 報告内容

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

氏名等変更届書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法第 20 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の理由

(備考) 登録の変更の場合は、登録通知書の写しを添付すること。

砂利採取廃止届書

年　月　日

(あて先) 札幌市長

住　所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

登録年月日及び
登録番号

砂利採取法第 24 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日

2 当該砂利採取場における砂利の採取の廃止年月日

3 当該砂利採取場の状況

(備考)

1 「当該砂利採取場の状況」については、廃止した採取場の埋戻し等の状況及び災害防止措置の実施状況を記載するとともに、埋戻し等の実施状況がわかる写真を添付すること。